

農用地利用配分計画

(市町名: 大津市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	南比良市ノ木1501	田	2521	賃借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	5,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	南比良市ノ木1506	田	1196	使用貸借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	—	
3	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	南比良六反田1370	田	1645	賃借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	5,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	南比良六反田1371	田	3063	賃借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	5,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	木戸小村田1791	田	1750	賃借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	5,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	木戸竹ノ内1750	田	1724	賃借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	5,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	農事組合法人 アグリ・パワー	滋賀県大津市	木戸竹ノ内1771	田	1257	使用貸借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	—	
8	西村 幸雄	滋賀県大津市	南小松五反田2098-1	田	2150	使用貸借権	水田	令和5年3月25日	令和10年3月31日	—	
9	株式会社 ぐるぐるファーム	京都府京都市	中野一丁目里田1241	田	1256	使用貸借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	—	
10	株式会社 ぐるぐるファーム	京都府京都市	中野一丁目里田1273	田	1355	使用貸借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	—	
11	株式会社 ぐるぐるファーム	京都府京都市	中野一丁目里田1276	田	667	使用貸借権	水田	令和5年3月25日	令和15年3月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき